

黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金交付要綱

(平成28年9月29日告示第96号)

(趣旨)

第1条 この告示は、黒潮町補助金交付規則(平成18年黒潮町規則第46号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、町が、アマチュアスポーツの合宿誘致による地域の活性化を図るため、町内において合宿を実施する県外のアマチュアスポーツ団体(以下「スポーツ団体」という。)に対する支援として実施する黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の要件)

第2条 スポーツ団体が、町内でホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を行っている宿泊施設を利用して、次の各号に掲げる当該各号の期間の間に、延べ宿泊者数20人泊以上のアマチュアスポーツの合宿を行うことを助成の要件とする。ただし、宿泊施設については、高知県旅館業法施行条例(平成5年高知県条例第3号)第4条第1項第6号に規定する青少年教育施設は除く。

(1) 10月1日から11月30日まで

(2) 3月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、大会参加目的のもの、修学旅行及びこの助成金以外に地方自治体から補助又は助成等を受けているものは対象外とする。

3 助成金の対象となるアマチュアスポーツは、別表第1に掲げるもののほか、町長が認めるものとする。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、1人1泊につき1,000円とし、1スポーツ団体当たり年度ごとに4万円を上限とする。ただし、助成金は予算の範囲内において交付するものとする。

(申請)

第4条 スポーツ団体の代表者(以下「代表者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、合宿開始の前日(前日が黒潮町の休日を定める条例(平成18年黒潮町条例第2号)に規定する町の休日に当たるときはその前日)までに、黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 町長は、前条による申請が助成金を交付すべきものと認めたときは、助成を決定し、代表者に黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(計画の変更)

第6条 代表者は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、あらかじめ黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を提出しなければならない。

- （1） 助成事業（助成金の交付を受ける合宿をいう。以下同じ。）の中止又は廃止
- （2） 助成金交付決定額の増額
- （3） 助成金交付決定額の30パーセントを超える減額

2 町長は、前項による変更承認申請書を承認すべきと認めたときは、助成金の変更を決定し、代表者に黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金交付変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 代表者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して15日を経過した日又は助成事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第8条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、その実績報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、通知するものとする。ただし、助成金交付決定額と実績報告額とが同額の場合は通知を省略することができる。

（助成金の交付請求）

第9条 代表者は、助成金の交付を請求しようとするときは、黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（助成金交付決定の取消し又は返還）

第10条 町長は、助成金の交付決定後においても、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 代表者又は宿泊者が別表第2のいずれかに該当するとき。
- （3） 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（報告等）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、助成事業の実施状況を調査し、報告を求めることができる。

（関係書類の整備）

第12条 代表者は、申請の根拠となる関係書類を整備して保管し、助成事業年度の翌年から5年間保存しなければならない。

（情報の開示）

第13条 助成事業に関して、黒潮町情報公開条例（平成18年黒潮町条例第12号）

に基づく開示請求があった場合は、同条例第9条に規定する非公開情報以外は、原則として開示するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。